## 山形県肝炎対策協議会設置要綱

(設置)

第1 本県におけるウイルス性肝炎の検査、保健指導、治療及び正しい知識の普及啓発を総合的 に推進するため、肝炎対策の基本的方向及び具体的展開方針の検討並びに肝炎対策の評価、 並びに肝炎治療特別促進事業における対象患者の認定を行うため、山形県肝炎対策協議会(以 下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 山形県肝炎対策指針の策定等本県肝炎対策の基本的方向及び具体的展開方針の検討 について
  - (2) 本県肝炎対策の評価について
  - (3) 肝炎治療特別促進事業における対象患者の認定について
  - (4) その他肝炎対策に必要と認められる事項

(組織)

- 第3 協議会は、委員10名程度で組織し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
  - (1) 医師会の代表者等
  - (2) 肝炎に関する専門医、学識経験者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 肝炎ウイルス患者、感染者等
  - (5) その他必要と認められる者

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
  - 2 委員長は、会務を総理し協議会を代表する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
  - 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7 協議会は、肝炎対策に関する専門的な審議を行うため、必要に応じて専門部会を設置する ことができる。
  - 2 専門部会は、委員及び肝疾患治療の専門家から委員長が指名する者で組織する。
  - 3 専門部会には、委員長の指名により部会長を置き、会務を総理し部会を代表する。
  - 4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年3月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年8月4日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年10月3日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。